

高度な技術・知識・経験等を有する人材の 確保に要する経費の80%※を支援します！ (上限額：200万円/人)

※中堅企業においては50%

高度ものづくり人材正社員確保支援事業のご案内

本事業は、県内企業が、新分野事業への進出等に伴い自らの企業の中核となる高度ものづくり人材を確保することを支援し、富山県におけるものづくり産業の振興と雇用創出を目的に実施するものです。

事業内容

企業の中核となる高度ものづくり人材の確保を支援

※原則、新規学卒者は本事業の対象外です。(ただし、外国人留学生は除きます。)

対象企業

- ①富山県内に事業所を有する中小企業
- ②富山県内に事業所を有する直近の年度の売上が500億円以下の中堅企業

※①、②ともに働き方改革など職場環境の改善に取り組んでいること、下記対象業種に当てはまる必要があります。

対象業種

繊維工業、木材・木製品製造業(家具を除く)、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報サービス業、技術サービス業

対象経費

新規正社員雇用に必要な人件費(給与、社会保険料等の事業主負担分)

※中堅企業においては、今後新たに成長分野への進出又は事業拡大を図るため、その研究開発に従事させる人材として、修士課程修了以上の者(これと同等以上の知識、経験を有すると認められる者を含む。)を確保する場合に限りです。

補助率

中小企業：補助対象経費の80% 中堅企業：補助対象経費の50%

※本事業により雇用した者を下記の補助対象期間終了後、事業主都合により継続雇用しなかった場合、補助率を80%から40%(50%から25%)にします。

補助限度額

新たに雇い入れる者1人あたり200万円(ただし、2019年9月2日以降雇用開始の場合の補助限度額は、200万円×(補助対象日数/新規雇用開始した日から6か月間(日数))

対象予定者数

30人程度(1事業者あたり2人まで)

補助対象期間

新規雇用を開始した日から起算して6か月

(ただし、2020年2月29日を超えることはできません)

お問合せ先

富山県人材活躍推進センター
人材確保育成コーディネーター
〒930-0805 富山市湊入船町9番1号とやま自遊館2階
電話 076-411-9169
http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1303/index.html

当事業の詳細は
下記URLに掲載されている
募集要項をご確認下さい